

感染症対策マニュアル

令和8年度版

合同会社つきおと

放課後等デイサービスそらおと

【1. 目的】

本マニュアルは、合同会社つきおとが運営する放課後等デイサービス事業所において、感染症および食中毒の発生を予防し、万一発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、必要な体制及び具体的手順を定め、利用児童及び職員の生命と健康を守ることを目的とする。

【2. 基本方針】

- ① 感染症は「持ち込まない・広げない・持ち出さない」を基本原則とする。
- ② 標準予防策をすべての支援場面で徹底する。
- ③ 職員全員が同一基準で対応できるよう、情報共有を徹底する。

【3. 感染対策委員会】

(1) 設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止を目的として「感染対策委員会」を設置する。

(2) 構成

委員長：管理者

委員：児童発達支援管理責任者、感染症対策担当者

必要に応じ、全職員・協力医・保健所等の専門家を招集する。

(3) 役割

- ・ 感染対策の方針及び計画の策定
- ・ 感染症発生時の指揮命令
- ・ 行政・保健所・保護者との連絡調整

(4) 開催

定期：3か月に1回以上

臨時：感染症流行時及び発生時

【4. 職員研修】

- ・ 全職員に対し、年2回以上の感染症対策研修を実施する。
- ・ 新規採用職員には採用時に初期研修を行う。
- ・ 研修内容
 - ① 手洗い・うがいの方法
 - ② 嘔吐物・排泄物の処理方法
 - ③ 消毒液の作成方法
 - ④ 個人防護具（手袋・マスク等）の使用方法

【5. 日常の感染予防】

(1) 職員の健康管理

- ・ 出勤前に検温を行う。

- ・発熱、下痢、嘔吐、咳等の症状がある場合は管理者へ報告し出勤を控える。
- ・年1回健康診断を受診する。

(2) 利用児童の健康確認

- ・来所時に体温、顔色、咳、下痢、嘔吐の有無を確認する。
- ・連絡帳により家庭での体調を把握する。

【6. 施設内清掃・消毒基準】

床：毎日 掃除機後、消毒液で拭き取り

机・椅子：毎日 アルコール消毒

手すり・取っ手：毎日 消毒液拭き

トイレ：毎日 洗剤清掃後、消毒

玩具：毎日 アルコール又は塩素消毒

【7. 消毒液の作成】

次亜塩素酸ナトリウム

ハイター25mlに対し水1Lで希釈

※児童の手の届かない場所で保管する。

【8. 感染経路別対策】

飛沫感染：マスク着用、距離確保

接触感染：手洗いの徹底、共用品の消毒

経口感染：調理・配膳時の衛生管理徹底

血液媒介感染：必ず手袋を着用し処理

【9. 感染症が疑われる場合の対応】

- ① 対象児童を別室に隔離
- ② 管理者へ報告
- ③ 保護者へ連絡し医療機関受診を依頼
- ④ 使用物品・部屋の消毒
- ⑤ 発生状況を記録

【10. 連絡体制】

感染確認 → 管理者 → 保健所・行政 → 保護者・関係機関

【11. マニュアルの見直し】

本マニュアルは年1回以上、感染対策委員会において見直しを行う。